

文部科学省

番号	制度名
文部科学省	
文科01	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置
文科02	2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置

点検結果表

(行政機関名：文部科学省)

制度名	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の 所要の措置
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（海外からの2020東京大会関連者の受入れ等に関して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（海外からの2020東京大会関連者の受入れ等に関して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>税制面で必要な措置が講じられなかった場合には、一部の大会関係者に二重課税が発生する可能性があるなど大会関係者等の間において課税の公平性・均一性が確保されないこととなり、2020東京大会の円滑な準備及び運営の実現が困難となる。そのような混乱がなく大会が無事に終了すること自体が本措置の達成目標であり、目標値を定量的に示すことは不可能である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>対象となる各事業の開始時期について、現在IOCと組織委員会等の中で検討が重ねられており、決定するまでは資金の流れや関係者の来日見込み等が確定せず、現時点では算出することができない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>対象となる各事業の開始時期について、現在IOCと組織委員会等の中で検討が重ねられており、決定するまでは資金の流れや関係者の来日見込み等が確定せず、現時点では算出することができない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（海外からの2020東京大会関連者の受入れ等に関して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>現時点で将来の効果を定量的な数値で示すことはできないものの、税制面で必要な措置が講じられなかった場合には、一部の大会関係者に二重課税が発生する可能性があるなど大会関係者等の間において課税の公平性・均一性が確保されないこととなり、2020東京大会の円滑な準備及び運営の実現が困難となるため、本措置は達成目標の実現に十分に寄与するものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「税制面で必要な措置が講じられなかった場合には、一部の大会関係者に二重課税が発生する可能性があるなど大会関係者等の間において課税の公平性・均一性が確保されないこととなり、2020東京大会の円滑な準備及び運営の実現が困難となる」との説明では、将来の効果について、定量的に予測されておらず、どの程度達成目標に寄与するのかが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数及び(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【文部科学省の補足説明】欄には、文部科学省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置
2	対象税目	(法人税：義)(国税3) (法人住民税、法人事業税：義)(地方税4) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 平成32年に予定されている東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「2020東京大会」という。)の開催に伴い、国際オリンピック委員会(IOC)、国際パラリンピック委員会(IPC)関係者をはじめ、選手、放送関係者等の個人・団体の関係者について、2020東京大会の円滑な準備及び運営の趣旨を踏まえ、関連する所得を法人税の課税所得としないこと等、税制上の所要の措置を講じる。 《関係条項》 ・法人税法(昭和40年法律第34号)第138条、第141条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第4号、第72条の23第1項第3号、第292条第1項第4号
4	担当部局	スポーツ庁 オリンピック・パラリンピック課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成29年8月 分析対象期間：平成30年4月1日～平成33年12月31日
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	平成30年4月1日～平成33年12月31日
8	必要性等	①：政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020東京大会の開催に際して、大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整える。 《政策目的の根拠》 平成25年9月のIOC総会において、2020東京大会の開催が決定された。オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツに関する世界的な大会であり、国民に感動を与え、スポーツへの意欲・関心を高めるとともに、活力ある健全な社会の形成に寄与することが期待される。2020東京大会の円滑な開催は、スポーツ振興の観点から極めて重要である。 ・平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年六月三日法律第三十三号)第1条【抜粋】 「東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置及び基本方針の策定等について定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずるものとする。」 ・2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針(平成27年11月27日閣議決定) 2(3)政府一体となった取組と関係機関との密接な連携の推進【抜粋】 「国は、大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、各府省に分掌されている関連施策を一体として確実に実行するとともに、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するため、必要な措置を講ずる。」

		②：政策体系における政策目的の位置付け	政策目標11 スポーツの振興 施策目標11-2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現
		③：達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 海外からの2020東京大会関連者の受入れ等に関して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2020東京大会に際しては、IOC・IPC関係者をはじめ、選手、放送関係者等多くの個人・団体(以下、「大会関係者等」)の関与・来訪が予想される。大会関係者等が我が国の国内源泉所得を有する場合には、所得の性質等により、我が国で法人税等を課税されることがあり得る。その際に、その大会関係者等が、当該所得についてその居住国でも課税を受けることにより、国際的二重課税が発生する可能性がある。 我が国は平成29年4月1日現在で、110カ国・地域との間で租税条約を締結し、国際的二重課税の排除に努めている。しかし、我が国が締結している租税条約は、すべての国・地域を網羅するものではないため、ほぼ世界中の国・地域からの参加が見込まれる2020東京大会においては、参加国それぞれとの租税条約の有無及び内容によって不均衡が生じる。そのため、大会関係者等について、課税の公平性・均一性を確保する観点から、開催地である我が国において特別な対応が求められる。 税制上の所要の措置を講じることで、各大会を通じたオリンピック関連者等の公平性を担保し、2020東京大会の円滑な準備及び運営を実現することにより、2020東京大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整える。
		9 有効性等	①：適用数等 対象となる各事業の開始時期について、現在IOCと組織委員会等の間で検討が重ねられており、決定するまでは資金の流れや関係者の来日見込み等が確定せず、現時点では算出することができない。 ②：減収額 対象となる各事業の開始時期について、現在IOCと組織委員会等の間で検討が重ねられており、決定するまでは資金の流れや関係者の来日見込み等が確定せず、現時点では算出することができない。 ③：効果・税収減是認効果 《効果》 国際的二重課税の排除等に伴い、大会関係者等に対する我が国の課税の公平性が確保され、2020東京大会の円滑な準備及び運営を実現することにより、2020東京大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整える。 《税収減を是認するような効果の有無》 オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツに関する世界的な大会であり、国民に感動を与え、スポーツへの意欲・関心を高めるとともに、活力ある健全な社会の形成に寄与することが期待されることから、2020東京大会の円滑な開催は、自信を失いかけてきた日本を再興し、成熟社会における先進的な取組を世界に示す契機となる。
10 相当性	①：租税特別措置等によるべき妥当性等 各国で開催された過去のオリンピック・パラリンピック競技大会においても同様の国際的二重課税の排除等の措置が講じられており、各大会を通じたオリンピック関連者間の公平性を担保するために、本要望は妥当である。 ②：他の支援措置や義務付け等 税制改正要望以外にも2020東京大会の着実な開催に向けて、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」に則り、各種の取組が行われている。		

		との役割 分担	
		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	2020 東京大会を我が国において開催することは、単に競技力向上のみならず、広く国民・市民のスポーツへの関心を高め、地域の活性化につながるものである。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表

(行政機関名：文部科学省)

制度名	2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（RWC2019の開催に関して、税制面での必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
② 達成目標（RWC2019の開催に関して、税制面での必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。
【文部科学省の補足説明】
① 達成目標について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていないとのことであるが、当該目標「ラグビーワールドカップ2019日本大会の円滑な準備及び運営を実現する」を達成するには、税制面の措置だけではなく、様々な要因・要素があり、目標値を定量的に示すことは困難である。
② 目標達成時期については、大会終了後、収支決算が確定する予定である平成32年3月頃となる。
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【文部科学省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（平成31年度の法人税額）について、評価書の別紙では33.4億円と説明されているが、その計算式に用いられている適用額144億円の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【文部科学省の補足説明】
適用額については、大会終了後に大会関係者（ラグビーワールドカップリミテッド）に支払われる大会保証料9,600万英ポンドを、1英ポンドあたり150円として積算し144億円と試算したものである。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（RWC2019の開催に関して、税制面での必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標

の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。

【文部科学省の補足説明】

税制上の所要の措置を講じることで、RWC2019の円滑な準備及び運営を実現することにより、大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整え、大会の成功に貢献することができる。

平成30年は、大会開催の1年前であり詳細な大会業務計画を作成する必要がある。しかし、税制上の取り扱いが不明確なままであると、詳細な大会業務計画が作成できず、また、業務規模を縮小せざるを得なくなるなど、今後の大会の円滑な運営に支障をきたす恐れがある。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「税制上の取り扱いが不明確なままであると、詳細な大会業務計画が作成できず、また、業務規模を縮小せざるを得なくなるなど、今後の大会の円滑な運営に支障をきたす恐れがある」との説明では、将来の効果について、定量的に予測されておらず、どの程度達成目標に寄与するのかが明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【文部科学省の補足説明】欄には、文部科学省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置
2	対象税目	(法人税:義)(国税4) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税5) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 2019年に開催されるラグビーワールドカップ大会(以下「RWC2019」という。)の円滑な準備及び運営の際に、大会関係者(ラグビーワールドカップリミテッド)に支払われる大会保証料について、国内源泉所得の対象とならないよう所要の措置を講ずる。 ※大会保証料については、大会終了後、大会関係者(ラグビーワールドカップリミテッド)に支払うことになるが、大会に関する人的役務の提供や著作権の使用料の対価として支払われるものではないことから、国内源泉所得には該当しないと解釈できるが税制上の取扱いが明確になっていない。このため大会保証料の支払が、法人税等の国内源泉所得の課税対象とならないことを明確にする。 《関係条項》 ・法人税法(昭和40年法律第34号)第138条、第141条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第4号、第72条の23第1項第3号、第292条第1項第4号
4	担当部局	スポーツ庁国際課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30年度～31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	2年間(平成30年度～31年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 RWC2019の開催に際して、海外在住のRWC2019大会関係者に支払われる大会保証料に関して、税制面で必要な措置を講じることを通じて、RWC2019の円滑な準備及び運営を支援する。 《政策目的の根拠》 ○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(抄)(趣旨) 第一条 この法律は、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会(以下「ラグビーワールドカップ大会」という。)が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であること並びにラグビーワールドカップ大会の準備及び運営がその翌年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることに鑑み、ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため、寄附金付郵便はがき等の発行の特例等の特別の措置を講ずるものとする。 ○経済財政運営と改革の基本方針2017(抄) 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 3. 消費の活性化 (2)新しい需要の喚起 ③ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた取組 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019は、日本全体の祭典であり、日本を再興し、レガシーの創出と、日本

		<p>が持つ力を世界に発信する最高の機会である。その開催に向け、先端技術の利活用を含めた関連情報の収集・分析の強化などセキュリティ・安全安心の確保、円滑な輸送、暑さ・環境への配慮等大会の円滑な準備を進める。</p> <p>○スポーツ基本法(抄) (スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進) 第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。</p> <p>○第2期スポーツ基本計画(抄) 2 スポーツを通じた活力があり絆(きづな)の強い社会実現 (3)スポーツを通じた国際社会の調和ある発展への貢献 施策目標 国際社会においてスポーツの力により「多様性を尊重する社会」「持続可能で逆境に強い社会」「クリーンでフェアな社会」を実現するため、国際的な政策・ルールづくりに積極的に参画し、スポーツを通じた国際交流・協力を戦略的に展開する。 ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を歴史に残るものとして成功させ、その後のレガシーとしてスポーツ文化を継承する。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 11 スポーツの振興 施策目標 11-2 スポーツを通じた活力がありきづな強い社会の実現</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 RWC2019の開催に関して、税制面での必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ラグビーワールドカップは、夏季オリンピック・パラリンピック、サッカーワールドカップに次ぐ、世界3大規模のスポーツイベントと言われている国際競技大会であり、RWC2019の円滑な開催は、我が国のスポーツ人口の拡大や国際スポーツ界におけるプレゼンスの向上、関連消費の拡大など、多大な社会的効果を生じる高い公共性を有していることからスポーツ振興の観点から極めて重要である。 一方で、RWC2019の開催に際しては、今後、RWC2019に係る大会保証料を支払うこととなるが、これは人的役務に対する対価や著作権の使用料として支払われるものではないため、国内源泉所得の対象とはならないと解釈できるが、税制の取扱いが明確になっていない。 平成30年は、大会開催の1年前であり詳細な大会業務計画を作成する必要がある。しかし、税制上の取扱いが不明確なままであると、詳細な大会業務計画が作成できず、また、業務規模を縮小せざるを得なくなってしまうおそれがあり、今後の大会の円滑な運営に支障をきたすおそれがある。 このような状況は、ラグビー伝統国以外、アジアで初めての開催という意義ある大会であるにも関わらず、今後のラグビー普及振興活動の推進に悪影響を与えることとなり、ホスト国として避けるべき状況であり、税制上の措置を講じることが求められている。 税制上の所要の措置を講じることで、RWC2019の円滑な準備及び運営を</p>

		実現することにより、大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整え、大会の成功に貢献することができる。														
9	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>RWC 関連者が日本で PE を有すると認定され、(公財)ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会から得る大会保証料の全てが PE 帰属所得と認定されたとの仮定に基づく試算。</p> <p>○適用件数及び適用額 (単位: 件、億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>—</td> <td>144</td> </tr> </tbody> </table> <p>※大会保証料については、31 年度に支払われる予定であるため、30 年度は発生しない予定。</p>	年度	30	31	区分			適用件数	—	1	適用額	—	144		
	年度	30	31													
	区分															
適用件数	—	1														
適用額	—	144														
②: 減収額	<p>○減収額 (単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>—</td> <td>36.8</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>—</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>—</td> <td>13.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※大会保証料については、31 年度に支払われる予定であるため、30 年度は発生しない予定。</p>	年度	30	31	区分			法人税	—	36.8	法人住民税	—	2.3	法人事業税	—	13.7
年度	30	31														
区分																
法人税	—	36.8														
法人住民税	—	2.3														
法人事業税	—	13.7														
③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 税制上の所要の措置を講じることで、RWC2019 の円滑な準備及び運営を実現することにより、大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整える。</p> <p>○達成目標の実現状況 (単位: 件、億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>—</td> <td>144</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)31 年度については目標値</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 ラグビーワールドカップは、スポーツに関する世界的な大会であり、スポーツの振興のみならず、地域経済の活性化に寄与することが期待できるものである。上記のとおり全国 12 会場で大大会を開催することで、波及効果を合わせ 4,200 億円弱の経済効果が見込まれる。この経済効果は間接的に国民に還元されるものであること、大会の安定的な運営が経済効果発現の基礎であることから、税収の減少を上回る経済効果が期待される。</p>	年度	30	31	区分			適用件数	—	1	適用額	—	144			
年度	30	31														
区分																
適用件数	—	1														
適用額	—	144														
10	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置は、RWC2019 の開催に関連し支払われる大会保証料が、法人税等の国内源泉所得の課税対象とならないことを明確にすることで、今後の大会の円滑な準備及び運営に資することが可能となるため、税制上の所要の措置を講じることが適切である。</p>														
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>ホストユニオン契約では、大会主催者に支払われる大会保証料等について、税制上の配慮を講ずるために最善の努力を尽くす義務が課せられている。他の支援としては、国費、開催都市分担金、JSC 助成金、宝くじ協賛金、民間資金等が行われる予定である。</p>														

	③: 地方公共団体が協力する相当性	RWC2019 の開催は、国全体で 4,200 億円の経済効果が見込まれており、その経済効果は、全国各地に広く還元されるものである。
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

(別紙1)

適用数等及び減収額の算定根拠

○平成31年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用件数	1件		
②適用額(所得額)	144億円	RWC関連者が日本でPEを有すると認定され、(公財)ラグビーワールドカップ2019組織委員会から得る大会保証料の全てがPE帰属所得と認定されたとの仮定に基づく試算。	
③減収額 ※1	52.8億円	33.4億円+3.4億円+2.3億円+9.6億円+4.1億円	④+⑤+⑥+⑦
④法人税額	33.4億円	144億円 × 23.2%(税率)	適用額 × 税率
⑤地方法人税額	3.4億円	33.4億円 × 10.3%(税率)	法人税額 × 税率
⑥法人住民税額 ※2 (法人税割)	2.3億円	33.4億円 × 7%	法人税額 × 税率
⑦法人事業税額 ※3 (所得割)	9.6億円	144億円 × 6.7%(税率)	適用額 × 税率
地方法人特別税額 ※4	4.1億円	9.6億円 × 43.2%(税率)	法人事業税所得割額 × 税率

- ※1 減収額については、平成30年度から事業を開始した法人とみなして計算。
- ※2 法人住民税については、資本金等の額が不明なため、法人税割のみの減収額を算出
- ※3 法人事業税については、資本金等の額や付加価値額が不明なため、所得割のみの減収額を算出
また、税率については、普通法人でかつ軽減税率不適用法人とみなして当該税率を適用。
- ※4 地方法人特別税については、資本金等の額が不明なため、「外形標準課税法人以外の法人」とみなし計算。